

北上市市税条例等の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、延滞金、市民税、固定資産税及び市たばこ税に係る規定の一部を改正するもの。

改正内容

1 延滞金の割合の見直し（令和3年1月1日施行）（附則第6条、附則第6条の2）

(1) 改正趣旨

市中金利の実勢を踏まえ、納税の猶予等の場合並びに法人市民税の納期限の延長の場合について、延滞金の割合の引き下げを行う。ただし、通常の延滞金については、遅延利息としての性格や滞納を防止する機能及び回収リスクの観点からその水準を維持する。

(2) 改正内容

	内容	改正前	改正後	備考
延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課されるもの	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) + 7.3%	<u>延滞金特例基準割合</u> —	用語の見直しのみ 割合は変更なし
	1ヶ月以内等	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) + 1%	<u>延滞金特例基準割合</u> —	用語の見直しのみ 割合は変更なし
	徴収の猶予等	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	<u>猶予特例基準割合</u> (平均貸付割合+0.5%)	猶予特例基準割合が年7.3%未満の場合その期間
	納期限の延長	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	平均貸付割合+0.5%	平均貸付割合+0.5%が年7.3%未満の場合その期間

※ 平均貸付割合は、各年の前々年の9月から前年の8月まで（現行：前々年の10月から前年の9月まで）の各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで（現行：12月15日まで）に財務大臣が告示する割合。

2 個人市民税（令和3年1月1日施行）

(1) 改正趣旨

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」及び「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、未婚のひとり親に対する税制上の措置を講ずるとともに、現行の寡婦（寡夫）控除の見直しを行う。

(2) 改正内容

① ひとり親控除の創設（第18条）

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、ひとり親控除を適用する。

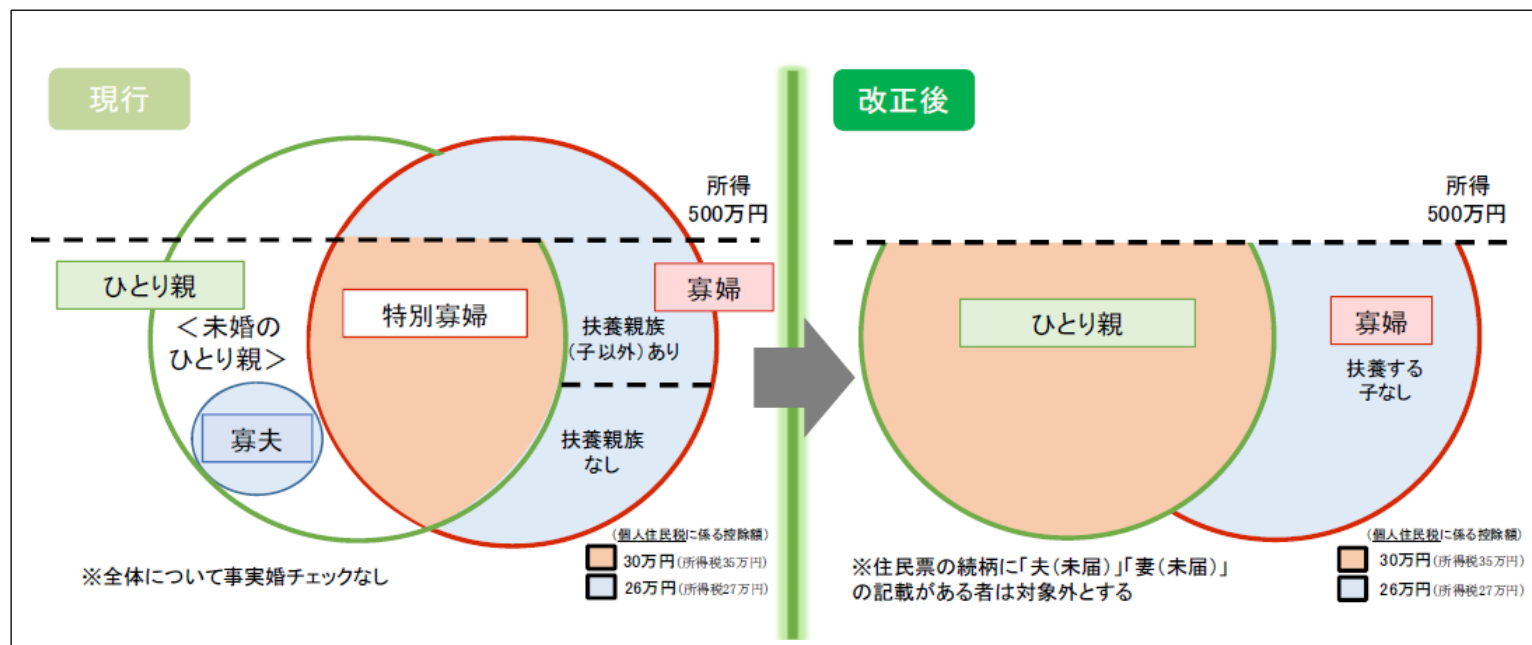
控除額：30万円

② ①以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限を設定する。（第18条）

- ③ 市民税の非課税の範囲にひとり親を追加
(前年の合計所得金額が、135万円を超える
場合を除く。)(第15条)

改正前	改正後
○ 生活保護受給者	○ 生活保護受給者
○ 障害者、未成年、寡婦又は寡夫	○ 障害者、未成年、寡婦又はひとり親

【①、②、③
改正図解】



【控除額】

寡婦（寡夫）控除

本人が女性

配偶関係			死別		離別	
本人所得			～500万	500万超	～500万	500万超
扶養親族	有	子	30	26	30	26
		子以外	26	26	26	26
	無		26	—	—	—

寡婦控除

本人が男性

配偶関係			死別		離別	
本人所得			～500万	500万超	～500万	500万超
扶養親族	有	子	26	—	26	—
		子以外	—	—	—	—
	無		—	—	—	—

ひとり親控除

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
本人所得			～500万	500万超	～500万	500万超	～500万円
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
		子以外	26	—	26	—	—
	無		26	—	—	—	—

寡婦控除

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親
本人所得			～500万	500万超	～500万	500万超	～500万円
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
		子以外	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—

ひとり親控除

3 固定資産税

(1) 改正趣旨

- ① 法改正による所有者不明土地等に係る固定資産税の課税に対応するため条例改正を行う。
使用者を所有者とみなす制度を災害以外にも拡大する。現に所有している者（相続人等）の申告義務を定める。
- ② わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の一部見直しにより、特例率を定める。
再生可能エネルギーの利用促進を図るため、特例割合は、軽減が最も大きくなる下限の割合を採用する。

(2) 改正内容

- ① ○ 調査を尽くしてもなお固定資産税の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者へ通知したうえで、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課することができる規定を定める。（第58条第4項及び第5項）
○ 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させる規定を定める。（第79条の3）※令和3年度分以後の固定資産税について適用
○ 不申告者に対する過料について上記申告を追加する。（第80条に追記）
- ② わがまち特例の一部見直し（附則第12条の2）

水力発電設備の出力5,000kw以上の設備に対する課税標準の市で定める特例割合を下記のとおりとする。減収分は地方交付税措置される。

改正前				改正後			
対象施設		特例割合	市で定める特例割合	対象施設		特例割合	市で定める特例割合
水力発電設備	出力 5,000kw以上	2/3を参酌し 1/2以上5/6以下	1/2	水力発電設備	出力 5,000kw以上	3/4を参酌し 7/12以上11/12以下	7/12
	出力 5,000kw未満	1/2を参酌し 1/3以上2/3以下	1/3		出力 5,000kw未満	1/2を参酌し 1/3以上2/3以下	1/3

令和2年4月1日から令和4年3月31日までに取得した再生可能エネルギー発電設備に適用（最初の3年度分に適用）

4 市たばこ税（令和2年10月1日施行）

(1) 改正趣旨

軽量の葉巻たばこについて、製品特性を踏まえた課税方式へ見直す。

(2) 改正内容

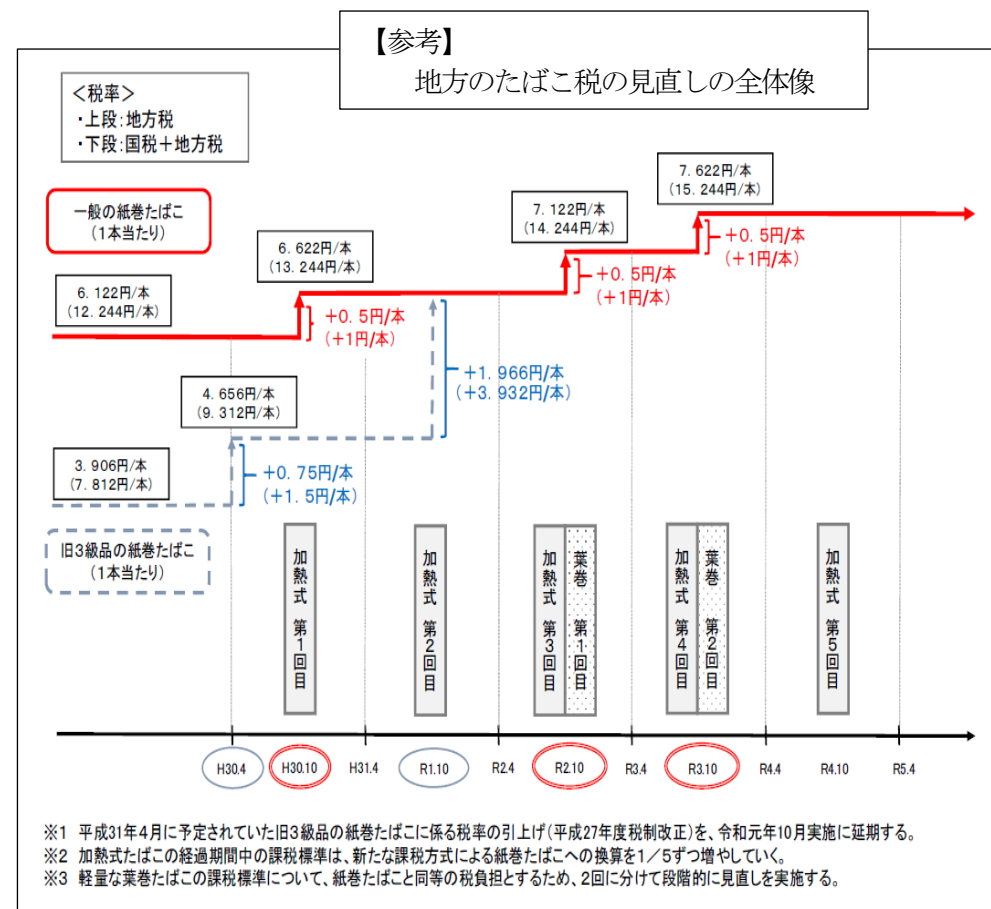
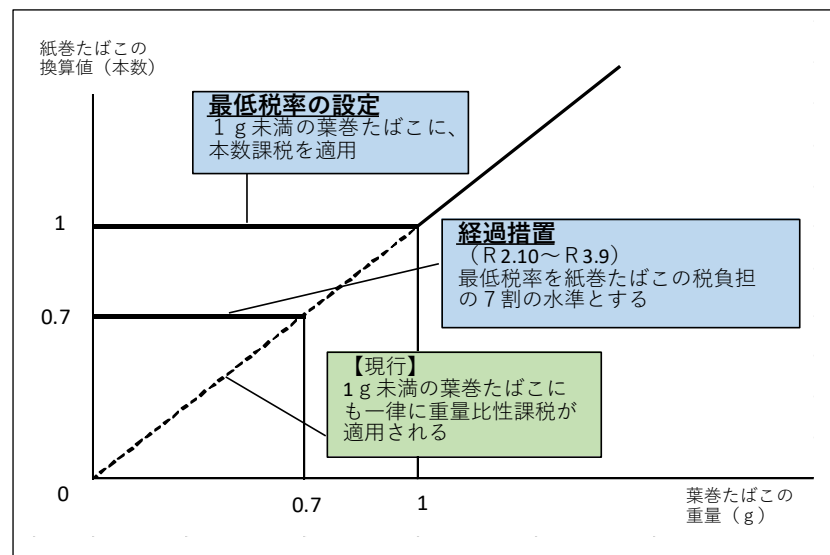
- ① 課税方式の見直し（第96条）
課税方式を右表のとおり改正する。

区分		課税方式	
紙巻たばこ		改正前	改正後
葉巻 たばこ	1g未満	重量比例課税	本数課税
	1g以上		重量比例課税

② 段階的見直し（第96条）

令和3年9月までの1年間について一定の経過措置を講じ、最低税率を段階的に引き上げる。

経過措置期間中は、「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税することにより、税負担の負担の増加を緩和する。



5 新型コロナウイルス感染症の影響による地方税法の改正内容

(1) 軽自動車税（附則第18条の2）（公布の日施行）

環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期間を6月延長する。（令和2年9月30日⇒令和3年3月31日まで）

減収分は、地方特例交付金により全額国費で補填される。

税率	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリット車、クリーンディーゼル車	非課税
	LPG車、ハイブリット車、ガソリン車（2020年度基準+20%達成、2020年度基準+10%達成）	1.0%
	LPG車、ハイブリット車、ガソリン車（2020年度基準）	2.0%
	LPG車、ハイブリット車、ガソリン車（2015年度基準+10%達成）、上記以外	



臨時的軽減	非課税
	非課税
	1.0%

(2) 個人市民税（令和3年1月1日施行）

① 寄附金税額控除の特例（附則第52条新設）

指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を規定期間内にした場合、所得税において寄附金控除の対象となるものうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして市の条例で定めるものについて、市民税の寄附金控除の対象とする。

② 住宅借入金等特別税額控除の特例（附則第53条新設）

住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長について、令和元年10月から令和2年12月までの間に消費税率10%が適用される住宅取得について、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を3年間延長し13年間となっているものを1年延長する。減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填される。

(3) 国民健康保険税（附則第45条の2新設）（公布の日施行）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険被保険者について、国の要件に達した日以後の国民健康保険税を減免する。

① 対象となる世帯及び減免額

要 件		減免額
ア 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯		全額
イ 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ右の i から iii までの全てに該当する世帯	i 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上	対象保険税額※1 × 減額又は免除の割合※2
	ii 前年の合計所得金額が1,000万円以下	
	iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額の合計額が400万円以下	

※1 対象保険税額＝A×B／C

A：当該世帯の保険税額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）

C：主たる生計維持者及び当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

※2 減額又は免除の割合

前年の合計所得額	減額又は免除の割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

② 対象となる保険税の期間

令和元年度及び令和2年度分の保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。減免の事由が生じた日後に到来する納期について減免対象とする。

③ 納期末到来前にやむを得ない理由で減免の申請ができなかった場合について

何らかの事情で納期末到来前に減免申請ができなかった場合については、遡って減免を行う。

④ 財源について

国民健康保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金で、全額国費で補填される。

6 その他の改正

法人市民税、個人市民税について、条ずれ、文言整理等所要の改正を行う。